

栃木県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年2月4日

栃木県監査委員	渡	辺	渡
同	早	川	尚
同	金	井	弘
同	鈴	木	誠
			一

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
職員総務課	平成25年8月22日	委託事務のうち、職員等福利厚生費の職員住宅消防設備保守点検委託業務において、契約書と相違した金額の検査調書を作成し委託料を支払うなど、委託に関する事務が不適切であった。	契約事務に係るチェックリストを作成し、今年度に締結した全契約について、事務手続きを再点検しました。今後も、契約事務を行う際は「契約事務マニュアル」及び当該チェックリストに基づき、事務処理に遺漏のないよう努め、再発防止及び事務の適正な執行を図ることとします。
河内農業振興事務所	平成25年7月12日	給与事務のうち、扶養手当の認定において、扶養親族として認定していた職員の配偶者の所得要件確認を誤ったため、扶養手当等が過支給となっていたものが、1件 290,817円あった。	過支給分については速やかに返納処理を行いました。今後は再発防止を徹底するため、事務担当者及び出納員が配偶者等の状況確認及び審査を確実に実施し、適正な事務執行に努めます。